

地方行政委員會議録第二十五号

昭和三十年六月二十一日(火曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜實君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 門司 亮君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

櫻内 義雄君 渡海 元三郎君

徳田 與吉郎君 長谷川 四郎君

青木 正君 熊谷 憲一君

灘尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 北山 愛郎君

五島 虎雄君 中井 徳次郎君

出席國務大臣 川島 正次郎君

出席府政委員 奥野 誠亮君

總理府事務官(自治庁事務部長)

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月二十一日

風俗営業法の一部を改正する法律案

(眞鍋義十君提出、衆法第二三三三)

同月二十日

軽油自動車に対する自動車税すえ置

きに関する諸願(保利茂君紹介)(第

二三九一)

同(小坂善太郎君紹介)(第二三九

二)

同(原茂君紹介)(第二三九三)

同(堀川恭平君紹介)(第二三九四)

同外一件(中島巖君紹介)(第二三

九五)

同(吉川兼光君紹介)(第二四二三

号)

同(塚田十一郎君紹介)(第二四一

四号)

同(浅香忠雄君紹介)(第二四一五

号)

同(山本桑吉君紹介)(第二四一六

号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第二四一七

号)

同(赤澤正道君紹介)(第二四一八

号)

同(關谷勝利君紹介)(第二四五八

号)

同(加藤清二君紹介)(第二四五九

号)

同(渡邊良夫君紹介)(第二四六〇

号)

同(山下榮二君紹介)(第二四八七

号)

同外一件(栗原俊夫君紹介)(第二

四八八号)

クリニグ業に対する事業税軽減

に関する諸願(塚原俊郎君紹介)(第

二三九六)

同(灘尾弘吉君紹介)(第二三九七

号)

同(横川重次君紹介)(第二四一九

号)

同(保利善四郎君紹介)(第二四二

〇号)

同(小牧次生君紹介)(第二四二一

号)

同(龜山孝一君紹介)(第二四二三

号)

同(吉川久衛君紹介)(第二四二三号)

同(滝井義高君紹介)(第二四五五号)

同(森島守人君紹介)(第二四五六

号)

同(西村彰一君紹介)(第二四五七

号)

同(小金義昭君紹介)(第二四八一

号)

同(栗原俊夫君紹介)(第二四八二

号)

同(今澄勇君紹介)(第二四八三

号)

同(安藤覺君紹介)(第二四八四

号)

同(加藤高藏君紹介)(第二四八五

号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第二四八六

号)

地方鉄道軌道業に対する事業税課税

改正に関する諸願(五島虎雄君紹介)

(第二三九八号)

地方鉄道軌道業に対する固定資産税

減免に関する諸願(山口丈太郎君紹

介)(第二三九九号)

遊興飲食税法の一部改正に関する諸

願(青木正君紹介)(第二四一二号)

地方自治法の一部改正反対に関する

諸願(鈴木周次郎君紹介)(第二四

二四号)

同(淡谷修蔵君紹介)(第二四五四

号)

同(原哲思君紹介)(第二四八九

同(床次徳二君外一名紹介)(第二

四九〇号)

同(小澤佐重喜君紹介)(第二四九

一)

地方議會制度の強化等に関する諸願
(中馬辰格君紹介)(第二四五三三)
地方財政再建に関する諸願(床次徳
二君外一名紹介)(第二四九三三)
地方公務員の停年制実施に関する諸
願(床次徳二君外一名紹介)(第二
四九四四)
スケート場に対する娯樂施設利用税
撤廃に関する諸願(大矢省三君紹介)
(第二四九五五)
の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八四号)

○大矢委員長 これより會議を開きま
す。
本日は前日に引き続き、地方税法の
一部を改正する法律案を議題とし、項
目別に質疑を続行いたします。まず不
動産取得税について質疑を行います。
通告順によつて北山愛郎君。

○北山委員 不動産取得税について、
大した問題はないと思ひますが、最後
の、免税点を土地の取得については一
万円、家屋の取得のうち、建築にかか
るものは一戸につき十万円、その他
のものについては一戸につき五万円
と、こゝろふうにしてあるのです
が、土地について一万円、家屋につい
て十万円というふうな算定の基礎とい
いますか、何か一万円にしなければな
らぬというふうな特別の理由があれ
ば、お話しを願ひたい。

○奥野府政委員 土地につきまして
は、固定資産税の免税点と合せたわけ
であります。家屋につきましては、不
動産取得税の対象が家屋の取得であり
ますので、不動産取得税の課される限
りには、その建物が家屋と決定されるこ
とになつて参ります。ところが家屋と
いふべきか、あるいはまたそうでないも
のを見るべきか、なかなか判断がむずか
しいものがございます。農具倉、畜
舎、鶏舎といふものにつきましては、
できるなら家屋と見ない方がよいので
はないか、こゝろ思ひます。そうしま
すところ、こゝろ部分につきましては、不
動産取得税を課さないでおきたい、そ
れがためにある程度免税点を置いた方
がいいのではないかと、さういふことか
ら、新築の部分につきましては十万円
ときめたわけでありまして、古い家屋に
つきましては二分の一というふう
なことで、これを取得した分について
は免税点を五万円、こゝろふうに定
めようとしておるわけでございます。

○北山委員 そうするとこゝろ悪く解釈
すると、十万円ずつ増築していけば、
不動産取得税は要らないという場合も
あり得ると考へてもいいですか。

○奥野府政委員 お話しの通り、そ
ういふことにならうかと思ひます。た
だ十万円の金額でありますから、年々増
築できるような人でありましたら、そ
ういふことは實際問題としてやらぬだ
らう、こゝろ思ひます。

○北山委員 土地の方は坪数とか、そ
ういふことは制限なしに一件一万円、
こゝろいふことになるわけですね。

たのでございます。ところが今回さらに揮発油税の増徴案が政府として国

て御説明を伺えばあるいはその通りかもしれない。しかし少くとも今回提案

え方としては別に変つておりませんし、提案理由は改正する必要はないの

がなものでろうかと思われますので、
軽油課税をいたしました場合でも、用

○奥野政府委員 地方税に関する参考
計数資料にあげておるわけであります

が、自動車税の課税対象になります。台数が百二十万台くらいありまして、そのうち軽油自動車の占めております部分が一四万台余りです。若干増加する傾向をたどっております。若千増減する事情は、やはり一つは揮発油を使うよりも軽油を使った方が経費が少なくて済む。ことに大型バスでありますとか大型のトラックでありますとか、その傾向がかなり強いようでありまして、その事情は、一つはまた租税負担が、揮発油について揮発油税が課されるけれども、軽油については別に課税されてない、そういう事情もあるようでございます。別にこれがどう変わった方が望ましいというふうなことは何も考えておりません。これはそれぞれ自動車について性能あるいは輸出、いろいろな問題もございまして、それはそれぞれの趨勢があつてしかるべきものだといふふうに存じております。

○大矢委員長 自動車税に対して他にございせんか。

○龜山委員 遊興飲食税についてちよつと質問したいのですが……

○大矢委員長 関連してけつこうです。

○龜山委員 今度は遊興飲食税の改正がないようであります。遊興飲食税については業者からいろいろの陳情が出ておるのであります。これにつきまして、当局としてその陳情のうちいろいろの問題についてどういふふうにお考えになりますか、一つ簡単に伺つておきたい。

○奥野政府委員 遊興飲食税につきましては多くの問題があると思ひます。またいろいろの事件が発生いたしてあります。陳情の趣旨にもごもつと

おいてもそれを明らかにしようといふ、一応全部いわゆる均一課税にして、それではいけないといふことで、言葉をかえれば不均一課税といふような形で出てきておる。そうしてまたこれが均一課税に戻つて、今度はまたこういう処置をとらうといふのが、一体、こうなつてくると狩猟者税のあり方というものには非常に多いのであつて、私は最初からこの税金についてはやはり均一課税の業とみなす者あるいは害鳥獣の除をかけるというところは誤りであるといふ考え方を持っておつたのであるが、それがだんだん改正に改正をされて、さうして今度のこの改正の範囲をただ単にこれだけを讀んでみると、所得税を納付する義務を有しない者についての範囲を明確にするといふようになつておるのでございまして、この基本としては私はもちろん所得税の問題も問題になると思ひますが、さつき申し上げましたような害鳥獣の除をかけるような者、それを業とするような者については、原則的にこういふものでなくて、やはり課税をしないといふことの方がこの税金では取扱ひがよいのではないかとこのように考えられる、この点について一つ、従つて言葉をかえて言うならば、遊興とそれから業とを業とする者、さらに害鳥獣の除にこれを使う者といふようなことを明確にした方が、私は税の改正の体裁からいへばいいのではないかとこのように考へるが、その点についての考え方はございせんか。

○奥野政府委員 今回改正しようとしておりますのは前年分の所得税を納付する義務を有しない者については、

軽減税率を適用するのでありますけれども、外国人等につきましては所得税を納付する義務のない者がむしろ大部分でございまして、なぜこういう規定が設けられたかといふことになりまして、狩猟者税といふものが免許税の性格と奢侈税の性格とをあわせ持つたといふところからさう考へておるわけでありまして、さうすると、自主的には担税力があるのに、所得税を納付する義務を有しないといふ、それだけ軽減税率が適用される、これは總当でございせんので、さういふものについては本来の負担をしてもらつて、さういふ趣旨でこの改正を企てておるわけでございます。狩猟者税のあり方につきましては、門司さんのおつしやつておる考え方もごもつとだと思ひますのでありまして、さういふ意味でまた農業を主たる生業とするものにつきましては軽減税率が適用されておるのだらう、さういふのであります。まあさういふところからさういふ趣旨を現わしていくかといふことなんでありますけれども、現在の制度では大体この精神が出ておるのじゃないだらうか、さういふふうには思つておるわけでありまして、将来もやはり免許税と奢侈税の両方の性格をあわせ持つたものにこの税を考へていくべきであらうと存じております。

○門司委員 私は今のお話で大体わかつたのであります。この税金だけは、さつき申しましたように奢侈税であるといふ考へ方、それから免許税であるといふ考へ方が、免許であるから必ず税金をかけるなければならぬといふことは私には考えられない。

免許は、取締りの方針からの免許であつて、鉄砲を打つ行為自身に危険が伴う、従つて責任の所在を明らかにしておくとすることが免許制の一つの根本の問題である。税金をかけるから免許にしようといふ考へは、さういふこと、農村の害鳥獣の除にこれが相当——奨励する必要があるかもしませんが、必要性が考えられる。同時に、農村における娯楽の面から考へて参りましたも、さういふものがあるといふことが、一面害鳥獣を駆除すると同時に農村の一つの潤いになるのじゃないかといふことが考えられる。従つて、免許税といふ考へ方なう、今日の狩猟者に対する税金といふものは、奢侈税の形を多く含ませてやつた方が筋が通るのじゃないか、さうなつて参りますと、今ちよつとお話がありましたような外国人等に對しても、税金をかけたからといつてちよつと不思議でも何でもない。それはそれでいい。ですから、奢侈税としての限界をどこに見るかといふことについては、一応所得税その他を勘案されることは當然だと私は思ひます。さういふ基本になる考へ方をこの際明確にしておいていいのじゃないか。これは現在ではさう大したものはないと思ひますが、しばしば申し上げておりますように、地方によつては、害鳥獣の除のために、どうしても農村に鉄砲を預けないわけにはいかないものである。さういふことではないと思ひますが、もし今日農村でかりに数が非常に減つてくるということになりましたと、その反比例に、よりふえてくるのは害鳥獣だと私は思ひます。さういふもの考へ方からすれば、さつきから申し上げております

軽減税率を適用するのでありますけれども、外国人等につきましては所得税を納付する義務のない者がむしろ大部分でございまして、なぜこういう規定が設けられたかといふことになりまして、狩猟者税といふものが免許税の性格と奢侈税の性格とをあわせ持つたといふところからさう考へておるわけでありまして、さうすると、自主的には担税力があるのに、所得税を納付する義務を有しないといふ、それだけ軽減税率が適用される、これは總当でございせんので、さういふものについては本来の負担をしてもらつて、さういふ趣旨でこの改正を企てておるわけでございます。狩猟者税のあり方につきましては、門司さんのおつしやつておる考え方もごもつとだと思ひますのでありまして、さういふ意味でまた農業を主たる生業とするものにつきましては軽減税率が適用されておるのだらう、さういふのであります。まあさういふところからさういふ趣旨を現わしていくかといふことなんでありますけれども、現在の制度では大体この精神が出ておるのじゃないだらうか、さういふふうには思つておるわけでありまして、将来もやはり免許税と奢侈税の両方の性格をあわせ持つたものにこの税を考へていくべきであらうと存じております。

○門司委員 私は今のお話で大体わかつたのであります。この税金だけは、さつき申しましたように奢侈税であるといふ考へ方、それから免許税であるといふ考へ方が、免許であるから必ず税金をかけるなければならぬといふことは私には考えられない。

免許は、取締りの方針からの免許であつて、鉄砲を打つ行為自身に危険が伴う、従つて責任の所在を明らかにしておくとすることが免許制の一つの根本の問題である。税金をかけるから免許にしようといふ考へは、さういふこと、農村の害鳥獣の除にこれが相当——奨励する必要があるかもしませんが、必要性が考えられる。同時に、農村における娯楽の面から考へて参りましたも、さういふものがあるといふことが、一面害鳥獣を駆除すると同時に農村の一つの潤いになるのじゃないかといふことが考えられる。従つて、免許税といふ考へ方なう、今日の狩猟者に対する税金といふものは、奢侈税の形を多く含ませてやつた方が筋が通るのじゃないか、さうなつて参りますと、今ちよつとお話がありましたような外国人等に對しても、税金をかけたからといつてちよつと不思議でも何でもない。それはそれでいい。ですから、奢侈税としての限界をどこに見るかといふことについては、一応所得税その他を勘案されることは當然だと私は思ひます。さういふ基本になる考へ方をこの際明確にしておいていいのじゃないか。これは現在ではさう大したものはないと思ひますが、しばしば申し上げておりますように、地方によつては、害鳥獣の除のために、どうしても農村に鉄砲を預けないわけにはいかないものである。さういふことではないと思ひますが、もし今日農村でかりに数が非常に減つてくるということになりましたと、その反比例に、よりふえてくるのは害鳥獣だと私は思ひます。さういふもの考へ方からすれば、さつきから申し上げております

ような奢侈的な性格によってこれの税金を考えていくという方針の方が私は正しいような気がするのですが、それについてもう一度御答弁を願いたい。

○奥野政府委員 狩猟免許を与えます場合には、免許を受ける者が果して銃砲を操作する力があるかどうかという審査に重点を置かれるわけじゃないに、大体申請してきた者につきましては原則的には許可が与えられているようでありまして、また、自分で育てていたものでないものを銃砲で捕獲できるところまであります、そういう利益が免許によって与えられるわけでありまして、反社会的にある程度の税を持つてもらう、こういう考え方が私は成り立つのだと思うのでありまして、そういう意味で免許税の性格を持つておると、かように申し上げたわけでありまして、なお害鳥獣の駆除については大いに努力をしなければならぬわけでありまして、そのことは必ずしも狩猟者税と直接の関連を持つともいえないじゃないでしょうかと思つたのでありまして、と申し上げますのは、害鳥獣を駆除した場合には、それぞれ駆除についての許可を受けまして、その場合には相当大がかりな駆除対策をとることができるとなっているわけでありまして、狩猟免許とは別個にそういうやり方が認められているわけでありまして、そういう運用において、害鳥獣の駆除を大がかりになされておるのが、かなり多いように思つております。狩猟免許を受けておるものがそれをやつておるといふよりも、むしろ必要な場合に害鳥獣の駆除の許可を受けて、そうして大がかりにそれを駆除していくとい

うやり方、これが普通じゃないだろうかと思つておるのでございます。

○門司委員 私はそういう議論はどうも納得いかないのです。害鳥獣が出てきたから従つて免許を受けるのだというのでは間に合わないのだ。害鳥獣をいなくするにはなければならぬ。イノシシが出てきたからといって、鉄砲を持つて追つかけたつてどうにもならぬ。イノシシがいなくなるのが農村では必要だ。遊猟して遊んでおる人はイノシシがいた方がいかもしれないが、イノシシが五匹も六匹も出てきて、村中が養育をするから許可してくれといつてきて、警察と消防団が出てきて願ひでみたところで、それは追つかぬ話だ。私は要するに害鳥獣の駆除というものは、常時準備され、常時行われて、その被害がないということが害鳥獣の駆除であつて、出てきたものを退治するのが駆除ではないと思ふ。そういうやり方であつてはならない。今日の繁殖の度合が非常に大きい害鳥獣、ことに日本で今全国各地被害をこうむつておるものの中にコジュケイのようなのがある。コジュケイなんて鳥は十四、五年前は禁鳥であつた。これは保護鳥以上の禁鳥であつた。絶対にとつてはならないというやまかし規定があつた。総てとつてもいけなければ何でとつてもいけな。それが十四、五年たつておるうちに害鳥として繁殖してしまつて、どうしても困つておる。遊ぶ人の対象にはいいかもしれないが、農村では非常に困つておる。こういう關係を持つておりますので、今のような考え方で、ふえて困つたらとつたらいじやないかといううようなことでは、私には承服でき

ない。私はやはりさつき申し上げておりますように、害鳥獣を駆除するといふのならば、それが常時行われて被害がないという建前の上に立つべきだと思ふ。もし自治庁がそういうお考えとするならば、遊猟には遊猟の方法がある。たとへば禁猟区なら禁猟区といふものを一応設ければよい。いわゆる狩猟区を設ければよい。これは過去においてそういう事例はたくさんありまして、大して農村に被害のないところに一応禁猟区を設けて、そこをある一定の期間開放するというようなことは、私は処置によつては大に行われると思ふ。だから前の遊猟の、遊ぶ方の人はそう困らぬと思ふが、それより百姓の被害の方が普遍的に大きいと思ふ。だからこれをなくするには、やはり今のような考え方は困ると思ふのです。が、もう少し考え方を變えてもらいた

いと思ふ。

○奥野政府委員 害鳥獣の駆除をするにつきて、それぞれ許可を受けまして、部落単位その他でかなり大がかりの駆除対策をやつておるのであります。実は私はあまり詳しくないのですが、必ずしも害を受けてからやるといふのじゃないに、そういう危険を予防するために、ああいうかなり大がかりなことをやる場合も多いようでありまして、実は私はあまり詳しくないのですが、自分がかつてそういう行政をやつたことがございまして、また自分も狩猟免許を受けて多少遊んだこともありますので、そういう体験を中心にして申し上げておるのであります。何かさういふ方法で今門司さんの心配されておる方法を解決していけるのじゃないだろうか、かように考えたわけでありまして、将来なお農林当局と

もその点につきてはよく打ち合せをしていきたいと思ひます。

○大矢委員長 ほかにございませぬか。なければ次の市町村民税に移ります。北山君。

○北山委員 市町村民税はこの前やつたのですが、この前お伺ひした中で、いわゆる三百三十三条の市町村民税の取り方の中で、第一方式、第二方式と第二方式のただし書きというふうな、いわゆる原則の第一方式以外の方法でとつておる場合の徴収分の金額といふものがどの程度になつておるか、何か調べがあると思ひますが、差額がどの程度になつておりますか。

○奥野政府委員 今年度見込んでおりますのが大体百七億円でございまして、

○北山委員 それは第一方式でやつた場合とその他の場合との差額が百七億と、こゝろいわけがございませぬか。その内容をもう少し詳しくお知らせを願ひます。

○奥野政府委員 お話の通りでございまして、第二方式、第三方式で行います場合に、課税総所得金額に対して平均税率何パーセントぐらいであらうか、こゝろいことを調査しておるわけでありまして、その税率で計算をしていきましますと、結果において百七億円だけ、第一方式でやつた場合よりも増収になるといふ結果が出たのであります。その平均で三、四、五%でございまして、

○北山委員 その見積りというのは、実際の第二方式なりあるいはただし書きの方式をとつておる実態についてそれだけの差額が出るというのか、あるいはただこちの方で、第一方式が半分、第二方式の他の方式があつたの半分だといふような見込でいつたのか。第

一方式で全部やつた場合と実際の食ひ違ひをいつておるのであるか。実際の違いといふならば、もう少し僕は多いのじゃないかと思ふのです。それは二年ばかり前に、百二十億か百三十億ぐらいの数字があつたと思ひますが、現在ではもつとその開きが大きいんじゃないかと思ふのですが、何か半分は第一方式であり、半分はそれ以外の方式だといふような仮定の上に立つた今の百七億の数字じゃないかと思ふのですが、どうですか。

○奥野政府委員 お話のように、市町村民税の所得割の分量の多い時代におきましては、金額に直しました場合に、その差額が大きくなると思ふのであります。昨年県民税と町村民税とに分けたものでありまして、町村民税の所得割の分量が少くなつて参つておりますので、第二方式、第三方式による増収額といふものは、絶対額としては少くなつてくるのでございまして、昨年相当数の町村を抽出調査いたしましたので、今申し上げましたような率といふものを見出したわけでありまして、三十年度の収入額としては、これを基礎に計算をしておるのであります。

○北山委員 そうすると今の抽出調査といふのは、この前お話しがあつたような第一方式、第二方式をとつておる町村のパーセンテージが大きくなつたが、それはすなわち抽出調査の結果ですか、実際の数の結果ですか。

○奥野政府委員 課税団体がどういふ方式を採用しておるかといふことは、悉皆調査に基いたものであります。

○北山委員 それからこの説明の中に、「所得税額を課税標準として課する所得割について、課税限度額の規定

を改め、減税後の所得税額を課税標準として、なお、おおむね従前通りの額を維持できるようにする」と、この書にあり。要するに所得税の方が減税になったが、これはねつ返りが住民税の方に来ないように、そのために率を上げたのだ、こういうことでございすが、そうすると個々の団体についても、また年度の所得税の方の減税の結果として、従来よりも住民税が減らなければそれでよろしい、こういう基準で物を考えておられるか、そういうふうにご了解するので、それでいいわけですね。

○奥野政府委員 個々の団体といふと多少語弊があるのじゃないかと思ふのでありますが、所得構成その他によりまして、やはり若干違つてくるだろつと思ひます。総額で大体従前通りのものが確保されますならば、団体相互間のものは、地方交付税で調整できますので、地方財源総額が変らなければ、それぞれの地方団体間の財政運営に大きな支障を与えないように措置することは可能ではなからうかというふうに思つております。

○北山委員 ただいま申し上げた通り従来の市町村民税の額をどんどんふやしてもいいというのじゃなくて、大体従来の額を維持しよう、国税の減税のために少くとも減らないようにしよう、こういうところにならうかあるのあれば、むしろ第一方式にしておいて、その率を上げないでいいじゃないか。私の計算ではきのう申し上げた通りです。府県民税を合せても百分の十八という率で、大体昨年通りの税収が上るんじゃないか、こういうふうに思つておられます。それでいいん

じゃないか。それをなお第二方式なりあるいは第二方式のただし書きというものを残すというの、むしろ増税の道をあけておくんだ、こういうふうにお考えられる。増税の道をふさいでおかなければならぬのに、どうも今の話じゃたまたま減らないようにするんだという説明であるけれども、実際は増税の道をあけておくようにしか見えな。こういうことがいかに悪い。鳩山内閣というのは、中央地方を通じて減税する、少くとも増税にはならぬ、こういうふうにご思つておられるので、実際は国税の方では減税して、地方税の方で増税をするというふうな結果になつては、看板に偽りありといふことになるわけなんです。従つて少くとも地方税についても、昨年と同程度のものが確保できるならばそれでいいんだ、そしてそれが確保できるような標準の数字を自治庁としては示せばそれでいいんじゃないか、かように考えるのですが、どうして第二方式というふうな増税の道を、いまだにその不合理な方法を残しておられるのか。しかも第一方式の率まで引き上げようとお

おられるのが、どうも私も納税がいかないのですか。どうですか。

○奥野政府委員 従来の額よりも、特に所得割の分量をふやしたいというふうな考え方のないことは、北山さんのおっしゃいます通りであります。そういう意味で第二方式、第三方式につきましては課税限度額の規定には改正を加えていないわけであり。なお第二方式、第三方式もやはり残しておきまして、田舎な課税を行うための必要な方法ではなからうかというふう

に思つておられます。なお第一方式につきましても何らの改正を加えなせん場合には、所得税の課税額にそのまゝ比例税率を採用して乗つたつていくわけであり。市町村が税率をどう決めようかということにつきましては、あまり自由裁量の余地がないわけであり。言いかえれば下の所得者につきましては、税率をどんどん上げていく裁量の余地はあります。所得が四、五百万円になりますと、税率が頭打ちになるのみならず、下げていかなければならぬわけであり。その市町村にどんな率を使うかといふことをまかしておいたが、第二方式、第三方式のような方法であります。それらも一つの方法なんであり。それらも一つの所得税の課税額にそのまゝ乗つたつていかなければならぬ。これは上部分については逆に比例税率を上げていかなければならぬ。こういうことはどうも標準じゃございせんので、この機会にそれを改めると同時に、減税後の所得税額を課税標準としたすものから率について調整を加えよう、こう考へておられるわけであり。

○北山委員 そうすると奥野さんのお話は第二方式という方法を認めておられるのは、第一方式でいけば所得税の累進の率にそのまゝ従つていかなければならぬ。それでは高額所得者が得をすることになるから、そこで第二方式というものを認めておる、こういう御答弁のようであります。そうならば第二方式では所得税の累進率よりもつと傾斜のきつものを採用してもよろしいかどうか、それでいいんですか。第二方式ではそういう方法はとれるわけ

です。それから、高額所得者についてほとんど累進を、普通の所得者よりもきつい累進をかけることが第二方式でもつて可能ですか。

○奥野政府委員 私たちは高額所得者の所得構成を考えています。場合によつては、やはり配当所得でありますとか、預金利子所得といふものが非常に多いだろつと思つておられます。ところが第一方式を採用します場合には、課税標準とすべき所得税額がすでに配当所得の二五％は控除されてしまつたものでござい。こういう人につかましてさうに税率を低くしていくといふことは、非常に恩典を与えることになつてしまふ。第二方式、第三方式の場合には配当所得はやはり所得でありますので、これに七・五％までは課税していくことができるわけであり。従つて、今申し上げました所得税の関係から不当に高額所得者が軽減されてしまふ。第二方式をとります場合には、そういうものは全部課税標準に採用していただけるわけでございます。第一方式によります場合には、大きな所得割を納めてもらふことができるのではないかと考へておられるわけであり。

○北山委員 それは全国的に言えば配当所得とか、あるいは利子所得、そういうものが非常に金持ちに多いといふことはわかるのですが、しかし部分的に地方的にいへば必ずしもそれは言えないのです。やはり経済力のある人はその所得のどのくらいの部分が配当所得であるかといふことは、総体から見れば比較的少ないのではないかと思つておられます。それでは一体配当所得とか、

そういうものの所得は総体の所得のどのくらいの割合を占めるものかといふことをお示し願ひたい。

それから第二方式がたといふ奥野さんが言うような意味であらうとも、現実にはたゞし書きの方式によつて扶養控除もとらない、勤労控除もしないといふやり方が相当あるわけですが、そういうやり方をとるならば、低額所得者に対して重くなることは当りまえなんです。だから実際問題はそのういふことも考えられるけれども、現実に第二方式なり第三方式をとつておられるのは、実際の市町村のとり方というものは、現実から見れば下の方に重くなつておる。中堅以下のもに重くなつておる。中堅以下は否定できない。だから奥野さんが言うように第二方式といふものの道をあけておくといふことは、高額所得者に対する税のよけいかけ得るような道を開いておるといふのはむしろ反対なんです。下の方に重くなつておる。中堅以下に重くなつておる。そういうふうに使われておるといふ現実は自治庁では知らないわけですか。

○奥野政府委員 配当所得がどのようにな階層の人にどの程度分布しておるかといふことについては調査したものを持っております。ただ總体的に考へまして、所得の低い人たちが配当所得を相当持つておるといふふうには考へられないで、やはり傾向としては高額所得者に集中しておるといふふうには考へていただけじゃないかと思つておられます。第二方式を採用することが高額者に重い租税負担をさせるためにつておるのだ、こういうことは私は申し上げ

りまして、そういう趣旨はあの法案の中によく出ておるのではないかと思っております。また指導に当りましては北山さんの御心配になりますようなたことのないように努力していきたいと思ひます。

○北山委員　もちろん住民はごまかされません。だからこそ第二方式に反対しておるのです。私もいなかの町長をやつて、第二方式をやつてみて、その矛盾

今でも何年たつてもそのままあるので
す。そうして現実全国各地でもつて文句が
出ておつて、当局も困つておる。しかし
税法を改めない限りはどうにもしょう
がない。ところが地方税法だけでなく
所得税法そのものを改めねばならぬと
になつてくる。少くとも私は自治庁
当局としては、現在の住民税制度は思
いのだと考えておるわけがないと思
う。そう考えておるならば、よほど研
究不足なんです。不勉強なんです。事
態を知らぬのです。しかも今お話しに
なつたように、第二方式の方がほんとう
だというお話ならば、住民税における
所得割の原則というものを非常に変更
したことになるのです。もしも第二方式

式がいいとするならば、なぜ第一方法をいまだにとつておるのか。これが標準であるとして、標準税率をとつておるのしょう。そういう思想の混乱した二本建のことをやつておる。そうして正しい安定した制税であるというとはいえないはずだ。元來現在の住民税のとおり方というものは、シャウブ税制から切りかえになつて、そうしていわゆる所得賦課税的なものになつてきた。これです。それでやつてきたわけなんです。やつてきたところが、地方は増税をしたいが

ために、第二方式あるいはただし書きというものをとってきて、それが数が多くなってきた。ただ自治庁はその現実に乗っかるうとしていただけにすぎない、現実についているのだ、やはり今までの数年間のシャウプ税制以来の原則というものは所得課税でいいこうとしたのだが、しかし増税もやむを得ないから、そこで第二方式の方が正しいというようになことを奥野さんが言うような段階になってきたのです。それだけの現実ははつきりと認めていたならば、なぜ第二方式一本やりでないのかのですか。私はおかしいと思うのだ。

○奥野政府委員 北山さんとの間にだいたい考え方に食い違いがあるようであります。私たちは市町村といひましてもその態様は千差万別だと思っております。やはり大都市と純農村、こういうふうな比較してみますと場合に、今日所得税につきましても扶養控除の引き上げとか、基礎控除の引き上げとかいろいろの問題がございまして、ほとんど所得税を納める人がなくなつて参つております。そういう場合に所得割はごく一部の人が負担されて、あとは全部納めない、こういう形でいかどうかという考え方でいきますと、やはり均等割だけではございませんで、ある程度所得の高において差をつけたら、所得割を相当数の人に負担してもらつた方が、その農村の自治運営というものが円滑にいくのではないかと、こういうふうに思つております。また大都市方面になつて参りますと、納税義務者が非常に多いものでありますから、一々国とは違つた計算をするということは、非常に煩瑣なことであ

りまして、それがために徴税費を多額に要するといふような問題にもなつて参ります。従つて所得税額としては引き出されたものに、そのまま乗つかつていく、また多少住民相互間において負担が食い違つておつても、小さい自治団体ほどやかましい問題にはならないかと思ふのであります。やかましい問題にならないから不均衡でよろしいというわけではございせんが、ある程度のはがまんしてもらへるならば、徴税費をあまり金のかからぬやり方をした方がよいのではないか、こういうふうにも考えられるわけでありまして、所得課税には違ひないのであります。その所得課税をどうやっていくかといふことにつきましては、それぞれ市町村の態様が違つておりますので、市町村の住民の感情に合つたようになつて方がよいようにしていいいのではないだらうか、ただ最低限度の財源を保障しなければなりません。その場合にどう見るかといふことにつきましては、なるべく全市町村を通じて均衡のとれた計算をしていかなければなりませんから、地方交付税の基準財政収入額の算定に当りましては、第一方式によつて算定していくのだ、こういうわけになつておるわけでありまして、それが原則だと言われますと大へん困るのではないだらうかと思ひますが、基準財政収入額の算定に当つては第一方式をとつて、またそれだけの市町村が所得割についてどれにやるかといふことになるなら、それぞれ市町村の態様により、あるいはまた住民の納税を得られる方式によつて選んでいくべきではないか。ただ不幸にして今日地方財政が非常に窮乏なもの

でありますから、第一方式で、従来でまればたとへばすぐ高所得者について頭打ちになる、あるいは税率に制限が設けられておるといふようないろいろなことからなかなか増収がはかられない。従つて第二方式をとつておるといふ団体があることも事実であります。私たちはこれは望ましいことではないと思つておりますが、これは課税方式の改正だけでは問題は解決しないのだ。地方財政全体の問題がかかつてくるのだ。こういうことを繰返して申し上げておるわけでありまして。

○北山委員 だから奥野さんの言葉は私の言うことを肯定しておるのですよ。今までは反対しておつたけれども、結果においては意見は同じだと思ふのです。好ましくないが、財政上仕方がないからやむを得ず市町村は第二方式をとらざるを得ないのだといふことを、今お述べになつた通りなんです。その通りなんです。それだから私言ふのです。再建促進と関連があるのだ。再建促進の結果それが非常にいい促進法ならばいいのだ。ところが龐大な地方財政の財源不足に対しては、ちよつぱりと申しわけのなことをやるにすぎないのだ。そのたつた二百億の金を借りて、それによつて何百億かの財源不足を圧縮しなければならぬという立場に立つた市町村は、勢い一方においては無理な節約をし、一方においては増徴をするでしょう。そうすることによりうに好ましくないから第二方式がますますふえる。それでいいのかと言ひます。だから再建促進と関連があるのだ。私はこういうことを申し上げたいのです。

という建前は、シャウプ税制以来の一貫した考え方だと思ふのです。もしこれを要するならばそれ以外の固定資産税であるとか、そういうものも全部考へ直していかなければならぬのじゃないか。というのは御承知のように昔の戸数割といふものの中には、資産割みといふものを含んでおつたのであります。その当時には家屋税とか地租といふものが非常に安かつた。たとい不公平でも税額が少かつたから問題にならなかつた。戸数割の中で不動産とかそういうものがある人は割合よいのものを納めておつた。ところがシャウプ税制で固定資産税を切り離してしまつてそれを何倍も引き上げた。住民税の方はいわば所得税付加税のような格好になつてしまつた。そういう建前は今でも続いておると思ふのです。もしもそうではなくてやはり農村においてもだれもが多少のものは負担するといふような建前をここで設けるというならば、固定資産税とかそういうものもあわせて今までの税のとり方全体について再検討を加えなければ、今お話のやうな第二方式でもその市町村の事情に合うならば、それでよろしいなどといふやうなことは言えないはずなんです。だから少くとも今の建前は所得税に対する一定率といふことが一つの基準になつておる。従つてやはりその建前でおる限りにおいては、第二方式といふものを制度上政府としては考えなければならぬのじゃないか。好ましくないといふならば、それを制限しなければならぬのじゃないかと私は申し上げるのであつて、私の言うことに間違いが

あります。少くとも第二方式のただし書きといふような規定は、なぜとつてしまわなかつたかといふことをお伺ひしたいのです。

○奥野政府委員 市町村の課税傾向が増収を得るために第二方式をとるものが数多く出てきておるのじゃないか。こういう点については北山さんのおっしゃる通り、こう申し上げておるわけでありまして。しかしそつちから第二方式をやめてしまふ、こつちやつておる点に対しては、いやそれはそれとして意義があるから残しておきたい、こつち申し上げておるわけでありまして。

○大矢委員長 門司君。

○門司委員 実は今の北山委員との議論で、私は当局の考え方をもう一つその点について聞いておきたいと思ふのです。

今の奥野君の意見は実態とかなり離れた問題がありはしないかと思ふ。ただ税収を得るというならばそういうことがいいかもしれないが、しかし実際からいふとこういうことになると思ふのです。第二方式によつて所得の中から基礎控除を受けておる、たとえば配当所得であるとかあるいはその他の所得を捕提するために第二方式が必要だといふのであります。それらの諸君といふものは数からいへばわずかの数なんです。それよりもやはり一般の所得税を納めていない諸君であつても、少数所得に対する課税といふことになると、なかなか免除が困難になつてくる。そこで実際問題として少額の所得者が非常に多額の税金を納めておるといふことは、大都市の第一方式をとつておるものと、第二方式をとつておる大都市以下のものとの税を比較してこ

じょうな給料をもらっておつて、第一方式をとつておつての勤労者と第二方式をとつておつての勤労者との市町村民税を比較してごらん下さい。すぐ問題として出てくる。だから一応理論的にはそういうこともあり得るかもしれないが、実際の問題としてはこれは少額所得者に非常に苛酷な税金にならざるを得ない、これは地方財政が非常に困窮だからやむを得ないのだ、それでおしまいになる。しかし税の徴収のものの考え方としては、やはり所得課税にするという一つの基本方式を持つておられます限りにおいては、私は今の奥野君の答弁は一つの考え方ではあるかもしれないが、実際には即しない、また実際にそういうことをやったのでは町村はやつていけません。私はかりに町村で、今までの政府の言うような考え方、高額の所得者から税金をよけいに徴収するために第二方式が必要だという考え方、小額所得者の税負担を第一方式よりも減額するということになる、ごく少数の人によけい税金をかけることも、多くの人に税金がかからぬというところになって、その町村は税収がなくなるというように考えるのであります。その点についてはもう少し自治庁で研究しておいてもらいたいと思う。

次に聞いておきたいと思うのは、所得税に対する勤労控除が国税で認められておる。これを地方の市町村民税の中に認められないかどうかということ。この点についての当局の考え方を聞きましておきたい。

○奥野政府委員 所得税額を課税標準とする第一方式の場合でも、もちろん勤労控除後の所得額が課税標準になるわけでありまして、第二方式のたがし書

きによる場合でありまして、勤労控除後の所得額が課税の標準になるわけでありまして、一応所得そのものについて、均衡のとれた形において所得が決定されるという方式で市町村民税を運営しておりますので、それ以上にさらに所得の種類によつていろいろな差を設けるということは不適当だといふ考え方をとおつておるわけでありまして、御存じのように、給与所得者その他の所得者との間でいろいろ問題が起つておりますけれども、制度の建前としてはそふあるべきだといふふうに存じております。

なお前段の問題であります、やはり国税であります場合には、あまり多数の納税義務者をあさらないで、問題は総収入額を必要だけ上げていけばよろしいのでありますけれども、地方税になつて参りますと、納税義務者があまり少いところも円満にいかないやうでありまして、そういう意味では従来からのわが国の税制におきまして、たとえば営業税の免税点を下げて、免税点以下のものについては府県税と市町村民税だけ課していくというやうなやり方を、いろいろな税についてやつておつたわけでありまして、所得課税につきましても、国税の所得税と別に地方所得税というやうな考え方を持つて、地方所得税においては国税の課されない人につきましても若干所得割が課されていく、それが市町村の円満な財政のために必要であるならば、そういう対策をとるといふこともやむを得ないのじやないかと思つております。それが高額にわたるかたわらないかという問題でありまして、高額にわたるといふ問題につきましても、先ほ

ど来たたびたび申し上げましたように、いろいろな税法を総合的に運用していくことによつて是正していききたいといふ考え方をとおつておるわけでありまして。

○門司委員 そのうすると、政府の考え方を要約していけば、結局政府が高額所得者に対する税金をよけいかけるところが第二方式では容易である、第一方式ではそういうことができない、そして所得税を納めていく人全体にかかつてくるというやうな考え方、それを是正していこうとするならば、私は従来この税金が住民税でつたと同じやうに資産税をかけたければ、そういう問題は解消すると思ふ。資産税の方式をもう一つ入れればそれは解消すると思ひますが、こういう考え方はございせんか。

○奥野政府委員 おつしやるやうに、そういう意見もあるわけでありまして、ただ私たちがいたしましては、現在の所得課税がシャウブ勧告以来、所得の種類によつて分離した税率を採用いたしまして、総合していくという考え方が強く打ち出されて来ておりますので、なるべくならこれに歩調を合せていきたいという希望を今日もなお持つておるわけでありまして、しかし御意見の点につきましては、将来もなおよく研究していききたいと思ひます。

○門司委員 重ねて聞いておきますが、少くとも市町村民税である限りにおいては、町村における利益課税といふことも言えると思ふ。従つて、これは利益課税だといふ税の性格をはつきり打ち出してくる場合においては、どうして第一方式に全体の歩調を合せて、そうしてこれに今の資産税を入れて

いくというところの方が、もし改正するならば妥当性がある。その方が税金としてはいいと思ふ。もう少し研究すると言ひが、いつまでも長く研究されても困るので、役人の研究するというのは三年から五年くらいかかつて、そのうちにみんなが忘れてどうにもならぬ。私は市町村民税は非常に問題が起きてくると思ふ。今北山君が非常に心配されておられますように、再建整備の法律が通つてそのしわ寄せがどこにくるかというところ。町村で税金をとろうという場合に、法定外の税率を課することはなかなか困難であります。この場合は第一方式をとるか、第二方式をとるか、第三方式をとるかというところが法律で許されておりますので、これはとりいれたいと思ふ。結局町村で考えるところはここに持つてくると思ふ。そうして今第二方式で議論しておられますが、これがかりに第三方式になつてくるとえらいことになつてくる。これも法律できめてありますから、町村できめようと思へば何もむずかしい仕事じやない。新しい法定外の普通税を設けるよりも楽だと思ふ。そういうところに住民の負担がしわ寄せをされてくるので、今北山委員から申し上げておられますように、ただし書きというやうなものは削つて、ある程度国民負担の限度を抑えておつたらどうかという心配だと思ふ。従つてそういうことが現実で考えられて参りますので、政府の考え方としては、これは再建促進法にも関係を持つと思ひますが、再建促進法を適用される町村においても、市町村民税に対する徴収の方法は、大体現行を維持していくといふやうな考え方であるならば、私はある

程度納得がいくのであります。これには手をつけなくてもいいのだということになります。今の北山君の心配の点も心配されまして、さらに、第三方式もとられないことはない、あるいは従来第一方式をとつておつたところでも、第二方式で徴収する限度まではとつてもいいといふ、徴収の方法は變つても、税額額においてはやはり増徴することができるといふ規定を、この前の改正で織り込んでおりますので、これはそういうところに必ず持つていくと思ふ。そのことは、市町村民税は御承知のように第二方式をとつて参りますと、全体の住民にかかつてくる可能性を持つておりますので、非常に心配するわけでありまして、もし不幸にして――私は不幸にしてという言葉をよく使つておりますが、再建促進法が通過をした場合でも、これに何らかの考え方を置いて、そうして不当な税の徴収を免れるやうな措置が講じられるかどうか、この機会にも一度聞いておきたい。

○奥野政府委員 再建整備の考え方の問題でございまして、地方財源全体を増額できないとすれば、現在の標準的な税負担をやつていけるやうに財政を立て直すことが根本的な点だと思つております。従つて再建促進法においても、経費の節減というやうな点に重点を置いて考えることにしておりますので、御心配のやうな点が起らないやうに自治庁としても努力をしいかなければならぬのじやないかと思ひます。

○門司委員 それからこの改正法を出されますまでは、所得税の関係が、今の本予算の修正案がなかったと思ひま

す。これは税全体に關係するかも知れませんが、大体六、七十億國税が減税になつて参りまして、地方税に及ぼす影響が二、三十億圓達してゐると思ひますが、これに對する処置を何かお考へになつておられますか。

○奥野政府委員 国会修正に伴ひまして地方財政に影響を來しますので、最近提案いたしました地方税法について、さらに修正案を提出していただきて、來年度以降の措置として若干の修正をお願いしたいと考えております。

○門司委員 この間説明されたあれで、大体來年度以降の税金は確保されるということですが、その通りですか。この問題はあとでまた地方税と中央の財政との關係を聞かなければならぬ面が出てくると思ひますが、あれで間違ひないのだという解釈でよろしゅうございませうか。あれは總額が私の計算では、たしか十二、三億くらいしかないように記憶しておるのだが、私の勘定違ひであれば別ですが、所得税の下つただけでも、今の地方税の總額くらいは、約十五、六億ないし二十億近いものがないければならぬ。ところがこの間説明されたのでは、十三億くらいの数字じゃなかつたかと思ひますが、これは間違ひないですか。

○奥野政府委員 今回提出いたしました修正案によりまして、減つた分だけは補てんでできるということになつております。

○北山委員 今のは要するに減税は減税でも、いわゆる名目上の減税といひますが、税の總体からいへば大して變りがないというふうなところからくるんじゃないでしょうか。そこでこの

前お伺ひしておいた二十八年度と二十九年度の所得税の實際の徴収実績、それに對してどれだけの影響を本年度の住民税において受けるか、こういうことで数字をお伺ひしておいたんですか、わかつたでしょうか。

○奥野政府委員 住民税の収入額を計算します場合の所得税額と、それから決算の結果出て参りました所得税額との間には、あまり大きな違ひはないのであります。北山さんがおっしゃいますような事情と、自治庁で計算しております数字との違ひは、現行の所得税を源泉で徴収する、あるいはまた寡婦とか未成年者についての所得税額がある、こういうもので、あるものについては住民税が課されない、あるものについては實際問題として住民税の對象として捕捉できない、そういうものを八割と見てゐるわけでございます。この部分だけが数字が食い違つてくるわけでありまして、結果的にはこの前申し上げましたように、第一方式によるもの、第二方式をとることによつて、百七億圓だけ増収を期待しておる、こういう数字になつておるわけでありませう。

なおこの機会に、昨日法人事業税の収入がふえてゐるのは、法人税が徴収したのにおかしいじゃないか、こういうことにおかしなところはないか、課されないが、法人税は課されてゐるものがあるのだ、鉱産税の對象になつてゐる鉱物掘採事業がそれなのだ、その部分で、法人税の對象所得のうちで占めてゐる割合が減つてきたのだ、こゝに申し上げたわけでありまして、それは從來七・五割を見込んでおりましたが、それが、逆に鉱物掘採事業の所得が減つ

てきましたために、三・七五割程度であるという推定が得られましたので、そういう結果二十億圓程度法人事業税がふえております。これがおもなものでございませう。

○北山委員 そうすると、二十九年度の所得税の徴収実績は二千八百五十五億ですか、これは調定の金額はどのくらいおわかりですか。

○奥野政府委員 今わかつたようでありませうから、調査してお登にでもお答えいたします。

○門司委員 この税金でもう一度私は聞いておきたいと思ふことは、こまかいことを聞くようですが、捕捉と徴収率の關係です。これは八十何パーセントとか、九十何パーセントとか数字を書いておられますが、ほんとにこんなふうにとれますか。これは実績がもしあつたら一つ出してくれませんか。そうでないと、これを見てゐると、徴収歩合が個人の場合が八五%、法人が九〇%と書いておるのですけれども、こんなに事實上とれますか。この見込みはかなり大きなものじゃないかと思ふのだが、これで間違ひございませうか。どのくらいの割合になつておるか、前年度の徴収歩合を一応出してくれませんか。

○奥野政府委員 税目別の徴収実績を、地方税に關する参考資料その二百四ページのところにあげておるのであります。市町村の分でありませう。二十八年度の分でございませうと決算がわかつておられますので、それによりまして、市町村民税が全体で収入歩合が八三%ということになつております。実績によつて若干違つておりますけれども、大体今見込んでおります三千五

百八十億あまりの地方税収入は、總体としては確保できるということをお願いしております。

○門司委員 なるほどそういう数字が出ておりますが、私の聞いておりますのは、この出された二十八年度の数字といふものは、これは實際額なんですか、それとも当初の調定見込みなんですか、どつちなんですか。

○奥野政府委員 決算額であります。

○門司委員 決算額ということになつて参りますと、決算額においてもしこれだけのほんとうの徴収歩合があるといふならば、私は徴収見込額の中に、もう少しふえていいのじゃないかと考へる。これはどうなんですか。實際額から割り出したからこゝろ数字が出てきたといふのですか、ただ漫然とこれだけとれたから、今年もこゝろいふふうに見込んでおこつたといふのですか、どうなんですか。

○奥野政府委員 大体從來の徴収実績を基礎にして考へまして、その年度に徴収になりませんものは滞納繰越分として、滞納繰越分にかかる從來の成績を基礎にしたもので、見込みをはじておるのであります。もとより將來の問題でありますので、將來の傾向を一度頭に直して率をきめていかなければならぬと思ひますが、そういう意味で書いておられますので、固定資産税の土地にかかる徴収歩合は、本年度の所得を見込みます場合に、若干引き下げて参ります。その他の部分につきましては特に引き下げて入れておるものはないと思ひます。

○門司委員 それからも一つ、この機会にこまかいことを聞いておきたいと思ひますのは、私がこれを申し上げますのは、これの滞納処分が四〇%徴収されたといひますが、これは失業者が非常にふえておられて、前年度の、二十八年度の実績から今年の徴収率を觀測するといふことについて、私は多少誤まりがありはしないかと思ふので、これを聞いておるのであります。こゝろに八三%の実績がある。今年度は八五%の徴収率を書いてある。二%ふえておる。こゝろいふことが一体許されるかどうか。前年度の所得を過つておられますので、国税の徴収は少し違ひまして、国税においては給料をもらつたときのその年度の税金だから、大した問題はないと思ひますが、失業者がふえればふえるほど、税金を納めるのは困難になつてくる。従つて滞納者が現実の姿からいへばふえてくる形が出てくると思ひます。それを税の徴収歩合を八五%見込んでおるということに、先ほどから聞いておりますように、少し無理があるのじゃないか。法人が二十八年度に九〇%だから、今年もよからうというふうな考へ方かもしれないが、現実の社会はもう少し辛く見ておいた方が、私は徴収成績は間違ひないと思ひますが、その点どうですか。

○奥野政府委員 もちろん御心配になつておりますような点はよく検討しなければならぬのであります。ただ徴収成績の問題になつて参りますと、税率がしつちやう變つておられますと、なかなか税務職員もなれませんし、納税者もよくわかりませんので、成績が上らないと思ふのであります。同時に、税務職員の研鑽の問題でありますとか、あるいは住民の協力的な氣持でありますとか、そういう問題も大きく作

か何とかいうのではなくて、第二方式というものは標準税率というようなものとかけ離れたような問題でありますから、そういう第二方式をとるものが、しかもただし書きというように、ただ基礎控除だけをして、勤労控除も扶養控除もしないというやり方をしているのが、八割以上も占めているので

すから、そういう場合においては、この住民税の今の制度ではそこに一つの穴があるわけです。もう一つは固定資産税の評価なんです。税率の方は一・四〇というところで値下げをしたような格好になっておりますが、これは表面だけのことであって、評価の基準は、自治庁の方で示すために毎年二割、三割と上つてくるのです。ここに表面には出てこない増税の二つの穴があるのです、実質は相当な増税になるのではないかと申すのです。固定資産税についても、二十九年度と三十年度では、土地等の評価を大幅に上げたために相当な違いが出ていと思うのですが、おそらく百億くらいになるかもしれないが、それが増税にならないか。増税をしたくないというのですが、再建整備と関連し、また再建整備というものがなくても増税になるのではないかと申すのですが、どうですか。

○川島国務大臣 固定資産税につきましては、法律によりまして毎年一回基準の評価がえをすることになっております。土地につきましては昨年二・八〇の値上げをしまして、これを府県に通知をしたわけでありまして、これはいわば法律通りにやつたのでありまして、特に増税という意味でどういう基準がえをしたのではない——私は当局者ではありませんけれども、そう考えております。御承知の通り昨年固定資産税の税率は下りました。評価基準は土地について上つたのでありまして、納税者の立場からいって、それがために増税になったという計算は出ないのではありません。固定資産税の総額において増税になっておりますのは、主として新規にできた家屋その他に対する固定資産

税分を計上しましてそういう数字が出た、こういうわけでございます。○北山委員 どうもはつきりしません、評価を上げたからには増税になるのです。二・八〇今までの固定資産税の評価を上げたというならば、土地が新しくふえたわけではないでしようから、やはり税負担はそれに応じてふえることになる。だから納税者からいえば増税になるのです。やはり実質上はこれは増税ではないかと思うのですが、どうですか。

上つたとしても、税率の方をそれに応じて引き下げるべきではないか。それならばわかるのですが、税率は〇・一だから大した問題ではない、そして評価の方は大幅に上げていっていることは、やはり結果としてはこれは増税ではないか。だから私は大臣の御答弁とは食い違ひがある、そのお言葉の通り守られておられない、かように考えるのです、どうですか。

○川島国務大臣 税率は昨年の国会で御審議願つて下げたのであります。ただいまの税率は適当という当時の国会の意思で決められたわけでありまして、一方評価基準の方は年々計算をすべきであるという現在の法律でありまして、それに従つて昨年の十月基準を決定して各県へ通知を出したわけでありまして、全くこれは違つた関係に立っているのではありません。ただ差引計算をするのと納税者の出す金額は大した違いはない、こういう計算になるわけでありまして、それを申し上げておきます。

○北山委員 奥野さんにお尋ねします、今のそれは計算上違いませんか。率は〇・一下つて評価の方は土地について二・八〇——家屋についても相当上げておるのですが、結果においてはやはり金額としては上らない、こういうお話ですが、それでいいのですか。

ありますけれども、新規に家屋や償却資産の分もそれくらいございという事で、総額において変らないということになっていっているわけでありまして。なお評価の引上げを政府として決定していたございましたのは、実は前内閣の時代でございます。

○北山委員 とにかく税率にせよ、あるいは評価にせよ、何も不動のものではないのです。やはり今度の評価の場合でも政策的なものを加味してあつたのです。だから二・八〇どうしても上げなければならぬという不動の理由がそこにあるわけではない。やはり見込み税率だつて一・四でなければならぬというところはどこにもないので、法律を改正すればそんなことはどうにでもなるのですから、増税したくないという御方針であるならば、税率を変えるか評価を変えるかすればできるわけですから。少くともそういう提案はできるはずで、税率は前にきまつたものだからこれはそのまま、評価の方はまた評価の方で別個にやつたんだ、やむを得ないんだというふうなお言葉は、まことに情ない考え方だと思つたのです。政策上固定資産税についてもこの際国民の負担をふやすべきでないという御方針であるならば、税率とか評価はどうにでもできる。ですから、鳩山内閣は地方税につきましては多少増税はやむを得ない、こういう気持で増税したのだというふうな受け取りざるを得ないのですが、どうでしょう。しかも国税の方は表面では減税々々と言つておいて、実際はそのしわ寄せが地方税の方にいく。しかも表面上は各市町村なり府県なりがその制限税率の中で適当に

やればよろしいというふうな道をあげて、実質上は国民負担を増すのですから、私はごまかしではないかと思ひますが、それによつてすつきりした鳩山内閣の減税政策というか、少くとも昨年よりも負担をふやさないという政策が貫かれていゝるかどうか、この点をばつきりしておきたい。

○川島国務大臣 鳩山内閣といたしましては地方税をふやすということとは、現実に法律的措置をいたしておらぬのであります。固定資産税につきましても昨年税率が下り、同時に昨年の十月前内閣時代に評価基準を改訂して府県に通知いたしたわけでありまして、計算をいたしたしているわけでありまして、固定資産税で約五十億昨年よりも上回る計算をいたしているのは、新しくできた家屋とか、償却資産に対する固定資産の課税などから生み出す金でありまして、決して増税という意思でもつて固定資産税をいじつていゝるわけではございません。

○北山委員 そうしますと、評価基準にしても税率にしても鳩山内閣時代にきまつたものではない、これはよくわかるのです。ただししかし今鳩山内閣はこの前の方針をそのまま踏襲しておやりになるという気持であることだけだけは、はつきりしておると思つたのですが、どうですか。

○川島国務大臣 地方財政の現況にかんがみまして、国税の面でもさうであります。国税で減収になりましてそのしわ寄せが地方財政にこないようにという修正案も出して、御審議を願つておるわけでありまして、国税の方は大幅に減税をする処置をとりましたけれども、地方税の方はこの困窮した地

方財政でありますから、大体前年度通りの税率でもって収入を確保したい、こういう考えでやっておるわけであり

○北山委員 しかしやはりそういうことも増税になると思うのです。なぜかならば、国税で減税だといっておきながら、それは大体においてその他の間接税等でカバーができるようになっておるでしょう。そうするとその国税の減税に伴う地方税の減収をカバーする

○奥野政府委員 財政計画で収入を見込みます場合には、原則として標準税率による課税で得られる収入を見込んでおるわけでございます。しかし実際問題として、固定資産税につきましても、二十八年年度において一千あまりの市町村が標準税率を超過して課税をした

○北山委員 だから財政計画上についても、むしろ二八％の評価基準の値上げをやらなくても、九百六十九億のもの、旧来の評価によつてもあるいは確保できるかもしれない、こういうふう

○北山委員 相対的に違つてゐるん

じゃないか。もつと大きなものがあるのじゃないか、こういうふうに思います。しかも九百一億というのは決算です

○奥野政府委員 財政計画で収入を見込みます場合には、原則として標準税率による課税で得られる収入を見込んでおるわけでございます。しかし実際問題として、固定資産税につきましても、二十八年年度において一千あまりの市町村が標準税率を超過して課税をした

○北山委員 だから財政計画上についても、むしろ二八％の評価基準の値上げをやらなくても、九百六十九億のもの、旧来の評価によつてもあるいは確保できるかもしれない、こういうふう

○北山委員 相対的に違つてゐるん

○北山委員 相対的に違つてゐるん

じゃないか。二八％上げればなおさらその食い違いがひどくなつて、政府側の方では九百六十九億と見ておるけれども、実際は千億以上になつてくるの

○奥野政府委員 財政計画で収入を見込みます場合には、原則として標準税率による課税で得られる収入を見込んでおるわけでございます。しかし実際問題として、固定資産税につきましても、二十八年年度において一千あまりの市町村が標準税率を超過して課税をした

○北山委員 だから財政計画上についても、むしろ二八％の評価基準の値上げをやらなくても、九百六十九億のもの、旧来の評価によつてもあるいは確保できるかもしれない、こういうふう

○北山委員 相対的に違つてゐるん

○北山委員 相対的に違つてゐるん

○川島國務大臣 再建整備というものは、根本の方針は増税によつて地方財政を建て直すというのではないので

○奥野政府委員 財政計画で収入を見込みます場合には、原則として標準税率による課税で得られる収入を見込んでおるわけでございます。しかし実際問題として、固定資産税につきましても、二十八年年度において一千あまりの市町村が標準税率を超過して課税をした

○北山委員 だから財政計画上についても、むしろ二八％の評価基準の値上げをやらなくても、九百六十九億のもの、旧来の評価によつてもあるいは確保できるかもしれない、こういうふう

○北山委員 相対的に違つてゐるん

○北山委員 相対的に違つてゐるん

だから無理なことはするはずがない、こういうことをおっしゃつたのです

○奥野政府委員 財政計画で収入を見込みます場合には、原則として標準税率による課税で得られる収入を見込んでおるわけでございます。しかし実際問題として、固定資産税につきましても、二十八年年度において一千あまりの市町村が標準税率を超過して課税をした

○北山委員 だから財政計画上についても、むしろ二八％の評価基準の値上げをやらなくても、九百六十九億のもの、旧来の評価によつてもあるいは確保できるかもしれない、こういうふう

○北山委員 相対的に違つてゐるん

○北山委員 相対的に違つてゐるん

などということは毛頭考えておりません。かりに最悪の事態にぶつかつて、執行部と議会との意見が相反して、執行部がよすか、あるいはその逆に議会を解散するということになれば、再建計画の是非は、当然住民の意思によつて決定するものでありますから、そういう機会を持つこともまた必要ではないか、こういうふうに考えるのであります。その点は一つ御理解願ひたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 それに関連して。私は大臣の考え方が間違つてゐると思ひます。あの法律は確かに、だんだん執行部と議会が相いれないことになつて、そして再議に付してもそれをまた否決するといふ場合には解散するのだ、そしてどつちが正しいかといふことを、県民が新しい県議会の選挙によつてきめてくれるのだといふことは、それはその通りでしょうが、あの計画を再議に付し、否決して、そして解散をして県民の意思を問ふといふところまで強い規定を作るといふことは、お互い議会における考え方から見ても、解散といふことは非常に大したことなものでありますから、そこまで追い込んで、県民の意思を聞かなければならぬといふ考え方はないもので、やはりあの規定は自治庁長官の方針を強行するといふことを、だれしも考えられる規定であるといふふうに私たちは解釈しておるわけです。

そこでもう一つお聞きしたいのは、再建整備計画を自治庁長官に出した場合に、条件を付したり変更したりする

ことができることになっておりますが、その際に先ほど北山君が語られたように、税を今までとつてゐるよりも府県、市町村民税を上げるというところまでは条件をつけたり変更をしな長官の、変更したりあるいは条件をつけたたりして承認するといふ際における方針を、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。

○川島国務大臣 私どもはどこまでも執行部と議会の円満な一致した意思のもとに、再建計画を立てることを希望してゐるのであります。先ほど万葉を用いたわけでありまして、議会が解散するなどといふことは決して希望はいたしておらぬのであります。できただけ議会と執行部とが円満にやるとを期待してあの法律を作つたのであります。しかし最悪の事態になれば、それは解散し得るようなことに立ち至らぬとも限らないのであります。そういうことがないことは期しませうけれども、法律の建前は解散することになつておるといふことだけを申し上げたわけでありまして、

それから再建計画を立てて自治庁長官の承認を得るといふ規定がございます。その際に自治庁から増税をいふのか、こういうふうな御質問であります。それは増税は決してしません。これはあくまでも県民の負担を重くしない程度において、再建計画を立ててもらいたいといふことを考へておるのでありますから、増税によつて再建計画を立てるといふことは考へていない。ただいろいろ事業を圧縮してもなお足りない場合は、法定以内において

税金を増徴し得るといふことの規定はありますけれども、それをぜひやらなければ再建計画にならぬといふことは毛頭考へておらぬのであります。全く地方公共団体の自主的な決定にそれはまかすわけでありまして。

○北山委員 そこでどうしても長官はおもに節約でその財源不足をまかなうのだ、そういう方針だといふのです。が、方針としてはいいでしょうが、その中で一体どのくらい節約をさせるつもりか、何百億を節約させればいいのか、そういうことについてこの前何回もやつたわけですが、やはり現実からみて増税をしないで行ふのは、どうも六六六の節約をやらなければならぬ。そのことをお認めになるでしょうか。この前三回ばかり、ここで三日ばかりやつたんですが、六六六の節約をしなければならぬのであつて、節約をしなければならぬのであつて、大臣がおつしやるような百四十億では済まないといふことを私は申し上げるのですが、それは一体どのくらい節約をさせるといふのですか。

○川島国務大臣 北山さんの六六六といふ点についても話がせんだつてから食い違つておるのですが、かりに幾百億としても、これは個々の公共団体みな事情が違ふのでありますから、幾ら節約しろといつても、ここで数字を申し上げるわけには行かないのであります。かりに百四十億ないし六六六億なりにしても、再建計画をしない団体もあるのではありません。そういう団体を持つてゐる赤字を削減すれば幾らになるかといふ数字も計算してみなければなりませんし、全く、これは公共団体個々に違ふのでありますから、幾ら節約しろとか、どういふふうな

種目を節約しろとか、あるいはどういふ点でもつても少し税を上げろといふようなことを、ここで具体的に申すことは困難な問題でありまして、具体的ににはちよつと議論ができません。とだと思ふのですが、この点は北山さんも御了解願へると思ふのですが……

○北山委員 私はそういう御答弁であれば最後までも伺ひたいと思ふ。それはなぜかなれば、少くとも国では財政計画を作つたり、あるいは地方税法をきめたり、全国的に税収の見積りを立てたり、そういうことをしておるのであつて、個々の団体のことだからわからないといふならば何もできないはずなんです。財政計画も何もないはずなんです。少くともその大まかな大綱については国の方でやつてゐるでしょう。政府の方でやつてゐるわけですが、だから実際どのくらいの食い違いがあるか、六六六の食い違いといふことは、これは私が想像したわけではなくて、政府の方の統計資料いろいろな資料からすれば六六六の食い違いが幾つあるのですから、現実と計画との間には六六六といふ食い違いがあるので、それを節約せよといふことになるのでしよう。どこの団体が幾らといふことも言われないうえに、大体において節約でいこうといふことになれば、六六六億を節約しろといふことになる。そうすれば一体どのくらいの人の首を切ればいふのであるか、石炭合理化法にしたところが、六万人なら六万人といふ数字が出る。その首を切つた人はどこに幾ら、どこに幾らといふふうな一応具体的な失業対策計画などもあるようです。ところが今度の再建整備計画については、六六六億といふ膨大な金額を節

約させることを計画しておきながら、あのことは何にも具体的には言えないといふことでは、全くおかしい結果になるのであつて、私どもが今日地方税法の審議をしてゐる場合に、この固定資産税と住民税について特に申し上げるのは、そういうふうな財源不足が、勢いどうしても地方税の増税を招くのだ、かりに節約の方針をいかに貫こうとしても、あまりに金額が大きいのであるから、そこで増税になるのだ、ならざるを得ないのではないかといふことを申し上げておる。もしもこれを節約でいくといふなら、どこをどういふふうな節約して、何によつて何百億といふことをお示し願へなければ、私どもの心配は解消しないわけなんです。だから、私はききよ決着をつけるというわけではありませんが、この問題は最後まで今までのような御答弁では、私は絶対に納得をいたしません。

○門司委員 固定資産税のこまかいことですが、こまかい固定資産税のきめ方が、御存じのように政府が指示して約三割ばかり全部上つてゐるわけですが、そこでこれを部分的に見て参ります。と、固定資産税を上げる関係の法的処置としては、むしろ評価員があり、評価員の認定したものをさらに告示して、そして異議の申請の期間を設けて、それから長が決定するといふことで、諸般の手続はとられておる。ところが議会の意見といふものがその中に一つも入つておらない。評価員の意見と、個々別々の人で異議があれば異議を申し立てるといふことであつて、総合的に、その地方におけるその評価価格が正しいかどうかといふことは評価委員会に一任して、そういう手続だけを経

てきめられておる。そこで税率をきめる議会の意見というものがそこに入つておらない。従つて現実の問題として、議会在が、きめられた税額の課税対象になる物件の評価が非常に高い、具體的にいうなら、もしかりに三割なら三割上げに評価額を上げるといふことは無理だ、従つてこれを避けるためには税率を下げなければその調整はもう困難であるという事実がぶつかると、そこで地方議会はやむを得ず税率を下げてやうとする。下げようとする、標準税率までは下げることができ、標準税率以下に下げた場合に――私は標準税率だから下げてもいいと考えておるわけですが、現在標準税率でとつておる、それを標準税率であるからといつて、かりに下げてくるといふ場合に、地方財政法の五条に抵触するかしらないか、これはどうなんですか。

○奥野政府委員 地方財政法第五條によりまして、一般財源をもつて充てるべき事業についての起債能力はないことになりま。

○門司委員 起債の關係が従つて出てくるわけですが、その場合に、標準税率だからといつて、理論的にいへば下げられるわけですが、下げても差しつかえないと思ふ。しかし、地方財政法の五條の五号には明らかに標準税率と書いてつづつと規定してあるが、実情はさういふ關係に置かれておる。この評価額は、この地方では高過ぎる、これは議会の意見としては安くした方がいいのではないかといふことになれば、その唯一の方法としては税率を下げる以外にない。税率を下げるということになる、結局五條に抵触して起債が困難になつてくるといふことになる、

議会の意思と全く反した過重な負担を住民にかけることになる。この点についての自治庁の意見を一度聞いておきたい。

○奥野政府委員 評価額がどうあるかといふことにつきましては、やはり歳入の見積りを通じて審議していただくことになるのだらうと思ひます。ただ歳入の見積りの審議がおくれました場合には、完全にその問題についての議合側の論議がないままに決定する、こ

ういふこともあり得るわけでございます。ただ固定資産の評価は時価に基いて算定するといふ法律の建前になつておるわけでありまして、所得課税等を行ひます場合に所得を何円と見るか、これがやはり客観的にきまるはずのもではないか、さういふ意味において固定資産の時価といふものはある程度きまるのではないか、さういふことをきめるのはやはり理事機關の権限であつて、議合側が個々の所得をどう見るかといふことについて、客観的な事実の判断について立ち入つていくことは適當ではないのではないかと、さういふふりな考え方を持っております。ただ大きな政策としていろいろのことは議合においても大いに論議していただくなければならぬと思ふのでありますけれども、現実の価格を幾らにきめるかといふことにつきましては、あまり立ち入つた介入は適當ではないのではないかと、さういふふりな考え方をしているわけでありま。

○門司委員 私は今の口解は非常に大きな誤りだと思ふ。私が聞いておりますのは、法律の建前からいへば、課税の対象となる評価を非常に高くするといふことは、これに標準税率をいやが

亦でもかけなければならぬといふことになれば、これは過酷な税金になつてくるといふことです。従つて地方議会はやはり住民の権利を代表した議合に周慮のないから、過酷な税制をしつと

いふことは避けるべきである。避けようとする場合に、議会の唯一の権能として与えられておるのは、税率を動かすことができる、しかしその税率を動かすことによつて法律に触れるからとい

つて、起債が認可にならないといふことになれば、これは議合にとつても非常に大きな問題です。起債を申請しないので一切をやれるならばいいが、さういふわけには参りません。やはり地方財政法の五條の五号に掲げておる種類のものについて起債を必要とする

ことになつてくる。さうなつて参りますと、議合といふものは市民の代表機關としてありながら、さういふ過酷な税金とは考えながら、これを徴収せざるを得ない段階に迫られてくる。しかしそれは今度自治庁が指示した三割方評価額を上げるという指令に基いて上げられた。自治庁が指令した

しては困るというなら、税率は一体だれがきめるのです。いかなる場合がございましょうとも、住民に対して過酷な税金である場合には、やはり議合の権能によつて、これがあつて程度下げ得るものなら下げることは、決して私は

議会の権能が小さいところに立ち入つたこととは考えられない。ただ地方財政法の五條との關係が残るからさういふ問題が出てくるだけであつて、この

点について政府は、さういふむちやくちやな考え方ではなくて、議合の権能といふものは何かわけのわからぬやうなものでなくて、議合はやはり住民を代表して政治をやることに間違ひはない。さうして税法からいへば、標準税率以下に下げることが可能である。議合が住民の代表として可能な権限を行使しようとするときに、起債といふ一つの問題にひつかかつて、これができないといふことになれば、住民にとつて非常に気の毒な事態ができるから聞いておるのです。

○奥野政府委員 現在の地方税法の建前で参りますと、固定資産の評価は毎年一月一日の時価で決定していき、さういふことになつておるわけでございます。さういふ意味においては所得決定と同じように理事機關が客観的に適正にきめていくべきものだ、さういふ建前をとつておるだらうと思ひます。ただ地方財政法の第五條におきましては、地方債の資金の分量が十分じやございせんので、減税できるような余裕があるといひましようか、自分で捻出できる財源を放棄するわけでありま

ん、さういふ建前をとつておるわけでありま。従ひましてまた固定資産の評価を低くして――低くすると言つて語弊があるかもしれませんが、とにかく時価と見られるものよりは低くして、税率は標準税率にしておく。それでもなお借金をできるようにしておきたい。これはやはり地方財政法第五條の精神から考えました場合には矛盾していると思ひます。ただしもし門司さんがおつしやいましたように、固定資産の評価といふふりなものを、所得課税の場合の所得決定と同じやうに考えていつていいものかどうか、これは大いに問題があつるかと思ひます。そこで今回この固定資産の評価の建前を改めまして、一たび決定したものは三年間据え置いていくのだ。さうしますと三年ごとに評価されるものでありますから、それをどういふふうに評価をしていくのか、さういふことは大いに議合においても論議されることになりましようし、また時価主義を全然放棄するわけでもなしに、またそこに多少いろいろの準備期間を織り込んでいくやうに、ある程度さういふふりに切りかえをしたらいいのではないかと、さういふ趣旨で今回改正をしようとしておるわけでありま。

○門司委員 改正の問題は別なものです。たださつき言ひましたように、ごくはつきり実例を言へば、東京都なら東京都、横浜なら横浜といふ土地で、さういふ税金が三割なら三割住宅について上つてくるといふことになる、この負担はだれがするかと、これは地主さんが負担してくれればいけれども、ただちに地代の値上りになるに

きまつている。あるいはそれ以上になるかもしれない、あるいは税金の倍になるかもしれない。だから税金を納めなければならぬ義務者と、それからね返ってくるほんとうにこの負担をする者とは違ひわけです。農村の土地、自分の耕している土地にかかってくるのは、ほかに転嫁することはできないから自分で払う。あるいはそれにも一つ問題が残るかと思うが、従つて地方々々によつて政府が指示した額で、評価員の方は政府がこれだけの指示をしてきたからせよという、理事者もこれは指示価格だからこれだけ上げようじゃないかという話ができるかもしれない。しかしそうしてきめられた確定したものであつても、地方議会においては、これは少し過酷だ、こういう評価を上げるといふことはこの土地では不向きだ、自治庁ではそう指示したかもしれないが、長は認めたかもしれないが、ここではちよつと困る、そういう議会の意見はこれにちよつとも反映しない。反映し得る部分は、税率を下げることは可能であるが、しかし地方財政法にひつかかってくる。そこで議会としては動きがとれないから無理な税金を市民にかけなければならぬといふ自治体が出てくると思う。これは評価と税率との関係は非常に大きな問題があると思う。自治庁はきめたものを取つてくれなければ困るということになるかもしれないけれども、個々の自治体ではそういう問題が必ず起つてくる。起つてきた場合の処置を一体どうするかということです。自治庁がそういう考えなら自治庁だけの考え方を少し直してもらわなければならぬと思う。たとえは今度新しく出てくる地方財政の再建整備の法律にいたしましても、地方財政法第五案の適用を除外して、そうして行政整理に關すること起債でいふなんというところが平気で書いてある。政府の方は自分が一つの問題を起すとき、都合のいいときには地方財政法の五案といふのはいつでも変えてくる。地方の自治体は実際それが無理であつても、この地方財政法の規定があるからといって、税金をよけい取らなければならぬといふことになつては、地方の自治体の議会の権能というものが疑われてくる。この五案と税率の関係を今のような答弁でなくて、できないならできないでいいのであります。できるならできないでいいのであります。ただ政府はそのときにどういう考え方でこれを処置していくかというところであります。私は實際の問題に触れるからこういふことを言うのであつて、何も形式的に言うのであつたら、法律がこうなつていふからこれはできませんよと言へば済んでしまふ。それで納税をする諸君、それを転嫁されて負担しなければならぬ住民が気の毒だといふことであつて、せつかに何とか考えようといふ議会の権能も、これによつて押えられぬといふことはあまりいい結果ではないと思う。特にそれが今度自治庁の指令に基く値上げであります。おそろく一月一日の時価で決定するといつても、自治庁が三割あるいは幾らという指示を出さなければ、地方公共団体の評価員にいてもそういう評価はしなかつたと思ひます。自治庁が指示したからこゝう評価が出てきておる。だから一面の責任は自治庁にある。こゝういふ点につ

いてもう一度はつきりした御答弁を聞いておきたい。

○奥野政府委員 自治庁から土地や家を評価する場合の平均価格を各市町村に示しております。地方税法上市町村長はこの数字に従つて評価をしなければならぬといふふうに義務が課せられておるわけでありまして、この平均価格を基礎といたしまして、地方交付税の交付に当りましては基準財政収入額を測定して参ります。しかしながらかりにこの示された価格まで評価をしない、もつと下回つた評価をしたと仮定いたしました、そういう場合でありますけれども税率は標準税率でありさえすれば、地方財政法第五案には抵触しないことになりまして。しかし一たび評価決定されたものを課税標準としまして、これに乗すべき税率が標準税率よりも引き下げられました場合には第五案に抵触して参ります。

○北山委員 今のお話ですが、先ほど私が申し上げたことと関連するのですが、そうすると東京都において固定資産税で自治庁が指示した三割くらいの値上げといふことをやつた場合に、金額としてはどれくらい固定資産税は値上がりになるのですか。

○奥野政府委員 現在十億と予想しております。

○北山委員 そうすると結局固定資産税については十億の増税を命じておる。こゝういふことになるわけですね。これでは金縛りにかかつておるから、東京都もこれをやらないわけにはいかない。税率を下げれば起債の許可をしないといふのであるから、何として、いやでもおうでもやらなければならぬから、結局東京都の固定資産税

についてだけ見ても、政府は十億円の増税を強制しておる。東京都の場合、東京都議会においては今の経済情勢から見て、固定資産税の理屈のいかんは別として、とにかくこゝういふ時節にそういうような固定資産税を十億も上げるといふことは適當でない。こゝういふ見地から何とか上げまいと思つておるが、上げることを強要されておる。だからして東京都の固定資産税についてだけ見ても、十億増、だから鳩山内閣はこれが増税を強要しておる、こゝういふことになると思つたのですが、私は先ほどの話と関連しますのでお伺いしますけれども、そういう結果になつておると思ひます。これについて川島長官のお考えを聞きたいのです。そうしてもし鳩山内閣がそういうような増税をさせまいとする気持であれば、何かこれを救済する手段、お考えはないのですか。法律が何かを改正すればよいのですから、何とか方法がないわけでもないかと思ひますが、増税をさせまいといふなら、そういうことを当然政府として考えるべきではないかと思ひますが、どうでしょう、妙手、名案はございませんか。

○奥野政府委員 一応私からお答えいたします。どうもものは言ひようであると思つたのでありまして、評価が上つた部分だけとらえられて、増税だといふならまさにその通りだと思ひます。他面標準税率が引き下げられましたり、またその意味において償却資産に対する固定資産税であります、当然減価償却分が引き下げられるというやうなこともなつて参りました、總体的に考えなければならぬのじゃないかといふふうに考えております。また

この評価の上つたのがけしからぬと、こゝういふ前提でお考えになつておるようでありまして、私たちは同時に納税者の負担といふものは均衡を得られるように考えていかなければならない。こゝういふことを非常に強く感じておるのでありまして、ただ増税をしようとしておるのではなしに、均衡を得られるように努力していきたい、こゝういふ趣旨であるものは評価を下げる、あるものは評価を上げる、こゝういふことを市町村にやつてもらふように、先般指示して参つたわけでありまして。

○門司委員 私はこゝういふ当局の答弁なら、もう少しはつきりしたことを聞かなければならぬと思ひますが、一体固定資産税という税金の性格を当局はどう考えておるのですか。

○奥野政府委員 財産税的なものだと考えております。

○門司委員 財産税的なものであるならば、私は財産を持つておる者が支払うべきで、他に転嫁のできない方法を講ずべきだと思ふ。それなら地価を三割上げ税金を三割上げて、税金を上げただけ家賃地代が上つてはならないといふ規定はつきりあなたの方から出されておりますか。統制令等はありませんが、實際にはそれは実行されております。私はさつき言つたやうに、財産税的な性格を持つておることは明らかだと思ふ。財産税であるならば、財産を持つておる人が支払うべきである。ところがこれは市民に直ちに転嫁されてくる危険があるので、この税金を上げていくことは、農地とか、自分の宅地を持ち自分の家に住んでおる者は、自分の収入で支払うのだからそれで済む。ところが都会の多くの土地は、こ

く少数の地主諸君が持つておることはわかり切つてゐるのです。それらの諸君は、税金が上れば必ず地代を上げてくるでしょう。私は、たとい地代や家賃の統制令がありましても、それがこの統制令の率を上げていく一つの大きな根拠になると思う。財産税であるというはつきりした性格があるならば、そういうことのできないような方法を先に講じておかぬと困る。従つて東京あるいは横浜のような大都市においては、この税金が上ることによつて市民の負担が増加してくる。市民の今日の経済状態というものは、いい状態ではございません。市民の負担を軽くしようとするならば、たとえば価格は上つてその人の財産はふえたかもしれない、しかし税率というものにおいて一応これを抑えていこう、そうしてできるだけそういう面を押えていくというの、市議会の方々の考え方だと思ふ。これが財産税的な性格をはつきり持つておつて、財産を持つておる人だけが納めになつて、ほかには絶対転嫁されないというのなら私は文句を言わない。むしろ地価が上つたからと言つて納めるのならばけつこうですが、そうではない。農村においては、これが上つてくることによつて農産物の価格が上つて、自分の収入がそれだけよくなるわけじゃない。農民の土地は、たとい価格が上つて参りましても、農地法によつて売買は制限を受けておる。制限を受けておるといふよりも禁止されておる。こういう事態があるときに、売買すれば、地価が上つただけ国民の負担はふえてくると思う。従つてもし政府がそういうお考えであるならば、地代家賃等は絶

対に上げてはならないという考え方が十分織り込まれていないと、市民を代表する市議会ではそういう議論が出てくると思う。そうしてできるだけ抑えていこうという考え方が出てくる。私は地主の肩を持つのも何でもない、全体を考えればそういうことが出てくると思う。そこで聞いておるのであります、もしも、当局は現行法ではないが、しかしこの考え方は、そういう考え方からくる議会の権能に基づく税率の引き下げについて、自治庁は法律がこうなつておるから認めるわけにいかない。いわゆる起債の方の認可を手かげんしなければならぬというやうな考えが不当なものであるかどうかというのを、もう一度念を押して聞いておきたい。

○奥野政府委員 最後の問題はそのように考へております。なお地代家賃との関係の問題につきましては、先般北山さんからも御意見があつたわけでありましたが、財産税的なものと考へております。また租税負担がどう転嫁していくかという点につきましては、そのときの経済事情その他でいろいろ違つてくるだらうと思ひます。もとより固定資産税について評価を上げます場合は、それがどう影響するかということ、十分考へていかなければならないと思ひます。地代家賃を上げるつもりで評価を上げておるわけじゃございません。しかし別途に地代家賃をどうするかということは、これまた大へんな大きな問題だらうと思ひます。地代家賃が小作料と同じように絶対額で押えられておつたのが漸次變つて参りまして、固定資産の評価額を基礎にする

よくなりました。また新しいものにつきましては統制が完全に撤廃されました。どういふ方向に持つていこうとされておるのか知りませんが、評価を上げた結果どういふ影響を及ぼすか、その影響が著しく不当なものであるかどうか、そういうことを総合的に判断しなければならぬわけでありまして、やはり結論として、まずやむを得ないのじゃないだらうか。もとより統制額の問題でありまして、上げなければならぬことはないでしょうが、實際問題としては上つていくだらうと思ひます。所得税の減税その他の問題もございまして、総合的に判断をして、やむを得ない、という結論を持つておるわけでありまして。

○大矢委員長 本日は本会議もございましてからこの程度にして、明日は午前十時半より開会いたします。本日はこれで散会いたします。午後一時三十六分散会

昭和三十年六月二十五日印刷

昭和三十年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局